

三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約

「用語の説明」

このロードサービスご利用規約において、使用する用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
当会社	三井ダイレクト損害保険株式会社をいいます。
ロードサービスセンター	当会社が別に定める、ロードサービスの受付窓口をいいます。
ロードサービス提供者	ジャパンアシストインターナショナル株式会社 ^(注) をいいます。 (注) ジャパンアシストインターナショナル株式会社 保険契約者等に通知することなく、社名変更等を行う場合があります。
サービス実施者	ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
J A F	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
対象契約	ロードサービスの対象となる保険契約をいい、当会社の総合自動車保険または総合バイク保険の契約となります。
ご契約のお車・バイク	対象契約により保険の対象となる、対象契約の保険証券記載のお車またはバイクをいいます。
記名被保険者	ご契約のお車・バイクを主に運転される方で、対象契約の保険証券記載の被保険者をいいます。
被保険者	対象契約により補償を受けられる方をいいます。
自宅	記名被保険者の居住住所をいいます。
保険証券記載	対象契約にeサービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、対象契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面への表示を含みます。
継続契約	当会社に2年以上続けて契約された対象契約をいいます。
自力走行不能	物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によりスリップまたはスタックした状態、および泥道や砂浜等のために走行が困難な状態を含みます。
G P S	地球の周回軌道を回る衛星から放射される位置測位用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム（全地球測位システム）をいいます。

I. ロードサービス全般に関する事項

1. ロードサービス利用規約

本利用規約は、当会社が提供するロードサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。

本サービスを利用される方（以下「利用者」といいます。）は、本利用規約に同意のうえ本サービスの提供を受けることができます。

2. ロードサービスの概要

本サービスでは、以下のサービスを提供します。各サービスの詳細は、「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」に記載のとおりです。

- (1) レッカーサービス
- (2) 車両トラブル緊急対応サービス
- (3) 故障電話相談サービス
- (4) ガソリンスタンド案内サービス
- (5) レンタカー案内サービス
- (6) 安心車検紹介サービス
- (7) 携帯電話GPS位置情報サービス
- (8) ガソリン10リットルサービス
- (9) レンタカー12時間サービス

3. ロードサービスの対象車両

- (1) 本サービスの対象車両は、「車両保険」のセット有無に関わらず、対象契約におけるご契約のお車・バイクとなります。
- (2) 「他車運転特約」の対象となる他の自動車や、「ファミリーバイク特約」（「賠償タイプ」「賠償・自損傷害タイプ」「賠償・人身傷害タイプ」）の対象となる原動機付自転車などの、ご契約のお車・バイク以外の自動車や原動機付自転車は、本サービスの対象となりません。
- (3) 対象契約の普通保険約款の規定にしたがい、ご契約のお車・バイクの入替が行われた場合、入替後の自動車またはバイクをご契約のお車・バイクとして、本利用規約を適用します。

4. ロードサービスの利用者の対象範囲

- (1) 本サービスの利用者の対象範囲は、対象契約の保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車・バイクに搭乗中の方（自動車検査証上の定員を上限とします。）となります。

なお、一時的にご契約のお車・バイクから離れている場合でも、事故、故障または車両

トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。

- (2) ご契約のお車・バイクの使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車・バイクに搭乗中の方は、対象に含まれません。
- (3) 後記「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」中、「8. ガソリン10リットルサービス」および「9. レンタカー12時間サービス」については、対象契約が継続契約である場合に限ります。

5. ロードサービスの適用対象地域

本サービスの適用対象地域は、日本国内のみとなります。ただし、離島およびレッカー車等の立ち入りが出不来ない場所（湖沼、海岸、河川敷、悪路の山間部、通行禁止道路、未整地地域等）では、ロードサービスの手配や提供ができない場合があります。

6. ロードサービスの提供対象期間

- (1) 本サービスの提供対象期間は、対象契約の保険証券記載の保険期間となります。
- (2) 対象契約締結後であっても、保険期間が開始するまでの期間については、提供対象期間に含まれません。
- (3) 対象契約が解約または解除された場合や、取消、クーリングオフ、無効または失効となった場合は、本サービスの提供は行いません。また、本サービスの提供を行った後に、対象契約が解除、取消、クーリングオフまたは無効となった結果、対象契約の効力が、本サービス提供時以前から生じなかったものとして取り扱うこととなった場合には、その提供に要した費用は、利用者のご負担となり、サービス実施者またはロードサービス提供者に対しその費用をお支払いいただきます。

7. ロードサービスの提供ができない主な場合

- (1) 以下の事項に該当する場合には、本サービスを提供することはできません。
 - ① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
 - (a) 利用者の故意または重大な過失
 - (b) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (c) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (d) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
 - (e) 上記（d）以外の放射線照射または放射能汚染
 - (f) 上記（b）から（e）までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
 - (g) 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - (h) 航空機または船舶によりご契約されているお車を輸送中の場合
 - (i) エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車メーカーが認めていない改造
 - (j) 自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用
 - ② 利用者が、法令で定められた運転資格を持たないでご契約のお車・バイクを運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車・バイクを運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車・バイクを運転している場合
 - ③ 利用者が、競技・演技のため等にご契約のお車・バイクを使用している場合、または、これらを行うことを目的とする場所においてご契約のお車・バイクを使用している場合
 - ④ 利用者が、通行禁止道路・季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所^(注)においてご契約のお車・バイクを使用している場合
 - (注) 自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所
凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等を含みます。
 - ⑤ ご契約のお車・バイクが、有効な自動車検査証の交付を受けていない場合
 - ⑥ ご契約のお車・バイクが危険物を積載している場合、または、危険物を積載した被牽引自動車をご契約のお車・バイクが牽引している場合
 - ⑦ 利用者が、正当な理由なく、後記「8. 利用者の義務」の規定に違反した場合
 - ⑧ 当会社またはロードサービス提供者が、地域、時季、気象、道路事情等により本サービスの提供が困難と判断した場合、技術的に本サービス提供が困難と判断した場合、または本サービスの内容、趣旨に照らして本サービスの提供が適当ではないと判断した場合
- (2) 利用者から「ロードサービスセンター」に事前のご連絡がない場合は、本サービスの提供はできません。

8. 利用者の義務

- (1) 利用者は、本サービスをご利用いただく場合には、必ず事前に「ロードサービスセンター」にご連絡いただくことが必要です。利用者が「ロードサービスセンター」に連絡する以前に自らレッカー・修理業者等を手配している場合は、その手配に対応するサービスは提供せず、またその手配に対応する費用等も支払いません。^(注)
(注) 手配に対応する費用等も支払いません。
サービスの提供ができない場合であっても、車両保険の対象となり、保険金をお支払いできる場合があります。
- (2) 利用者は、本サービスの提供を受ける場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行わなければなりません。
- (3) 利用者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令、交通規則を守り、他

人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはいなりません。

- (4) 利用者は、後記「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」の規定において利用者が立て替えることとしている費用については、現地で立て替える必要はありません。この場合、利用者は、立て替えた費用について、後日、ロードサービス提供者に対し、領収証等その費用の立替を証明する書類を提出し、費用精算の請求を行うものとしします。
- (5) 利用者は、後記「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」の規定で定める無料の範囲を超える費用や、無料サービス対象外の利用者については、現地で支払わなければならないとします。また、本サービスの提供を行った後に本サービスの対象ではないことが判明した場合、その提供に要した費用は、全て利用者のご負担となります。
- (6) 利用者は、警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、本サービスの実施について警察の許可を得なければならないとします。
- (7) 利用者は、ロードサービス提供者の判断により、保険証券、運転免許証、自動車検査証その他本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示しなければならないとします。
- (8) 利用者は、本サービスのご利用の際、現場作業に立ち会う必要があります。ただし、負傷などにより立ち会うことができない場合は除きます。

9. ロードサービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 対象契約の保険契約者、記名被保険者および利用者は、本サービスの提供に際し、対象契約の契約内容情報や利用者の情報等本サービスの提供に必要な情報を、ロードサービス提供者が利用・登録することに同意するものとします。
その場合、ロードサービス提供者は、本サービス提供に必要な対象契約の契約内容情報や利用者の情報等を、サービス実施者に提供できるものとします。
- (2) ロードサービス提供者は、聞き間違いを防ぐ等利用者からその連絡内容の正確な把握による本サービスの適切・円滑な実施、および対応品質向上のため、通話内容を録音・記録・保存します。「ロードサービスセンター」へご連絡をいただく際は、この旨をご了承いただいたものとします。
- (3) 交通事情、気象状況等により、サービス実施者の手配や到着に時間を要する場合や、本サービスの提供ができない場合があります。時間を要したことが本サービスの提供ができなかったことにより利用者等何らかの損害が発生しても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者はその責任を負いません。
- (4) 当会社およびロードサービス提供者は、本サービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ利用者等の権利を害さない範囲内で、利用者等が有する権利を取得するものとします。
- (5) ご契約のお車・バイクの貴重品、お荷物の管理は、利用者自身でお願いします。紛失、破損等が生じた場合であっても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。
- (6) 本サービスの内容につき、解釈が分かれる場合や定めのない事項がある場合は、当会社の解釈または定めるところに従っていただきます。
- (7) 本サービスの提供の過程において、ご契約のお車・バイクの車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につき当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は一切その責めを負わないものとする旨の書類に、利用者の署名をいただく場合があります。

10. ロードサービス提供時の責任

- (1) 本サービスは、ロードサービス提供者の取次により、サービス実施者の責任において行われるものとし、本サービスの提供に起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (2) 本サービス提供および本サービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用者サービス実施者、修理工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) 本サービス提供時において、ご契約のお車・バイクに高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が搭載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者は、その判断により本サービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当会社もしくはロードサービス提供者またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用者はこれを賠償するものとします。

11. 訴訟の提起と準拠法

- (1) 本利用規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) 本利用規約に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

12. ロードサービスの変更・中止・終了

本サービスは、保険契約とは別に、当会社がお客様サービスとして提供するものです。当会社は、保険契約者等に通知することなく本サービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容

1. レッカーサービス

- (1) 内容
ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場合、自力走行不能となった場所からロードサービス提供者が指定する修理工場まで、距離の制限なく無料で牽引します。
- (2) ご利用上のご注意
① 利用者が修理工場等を指定される場合は、50km (実走距離) を限度に、無料で牽引します。50km (実走距離) を超える牽引費用については有料となります。
② 利用者が J A F 会員の場合は J A F への取次を行います。この場合、ロードサービス

提供者が指定する修理工場まで牽引するときは牽引距離に関係なく無料 (J A F 無料距離: 15 km + 本サービス無料距離: 無制限) となり、利用者が指定する修理工場まで牽引するときは、65 km (実走距離) までの牽引が無料 (J A F 無料距離: 15 km + 本サービス無料距離: 50 km) 、65 km (実走距離) を超える牽引費用については有料となります。

- なお、いずれの場合にも、15 km (実走距離) を超える牽引費用は、一旦利用者が立て替えて、無料部分について、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。
- ③ タイヤの盗難やパンク等により通常のレッカー牽引ができない場合は、無料サービスの限度額は 18,000 円 (税込) となり、超過分は利用者の負担となります。
 - ④ キーの紛失やキー閉じ込みによるレッカー牽引は、無料サービスの対象外となります。
 - ⑤ レッカーサービスにより修理工場に入室したものの、その修理工場で修理が完了しなかったため、別の修理工場まで再度レッカーする場合等、同一のトラブルによって複数回レッカーサービスを利用することはできません。
 - ⑥ 修理工場等での修理完了までの車両保管料は、利用者の負担となります。

2. 車両トラブル緊急対応サービス

- (1) 内容
ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが生じた場合に、現場で対応可能な以下の簡易作業を無料で提供します。
 - ① キー閉じ込み時の鍵開け
現場で開錠可能な一般シリンダーキーに限りします。
 - ② バッテリー上がり時のジャンピング
ブースターケーブルをつないでエンジンを再始動させる作業を行います。
 - ③ タイヤパンク時のスペアタイヤへの交換
ご契約のお車に搭載されているスペアタイヤへの交換作業を行います。
 - ④ 落輪引上げ
落輪の状態にあるご契約のお車・バイクのロープ等による引上げ作業を、20,000 円 (税込) を限度に行います。
 - ⑤ 雪道でのスタック時の引き出し作業
積雪路面でスタック (タイヤがスリップまたは空転するなどして動けない状態) した場合は、以下の要件を全て充たすときに限り、走行可能な場所への引き出しを行います。
 - (a) 雪対応タイヤまたはチェーンを装着している。
 - (b) 利用者自身で一定の除雪作業を行ったにもかかわらず、トラブルが解決しない。
 - (c) トラブル現場が、自宅の駐車場などの通常保管場所ではない。
 - ⑥ ガス欠時のガソリンおかけ
無料で現場に最大 10 リットルまでガソリン (または軽油) をお届けします。(ガソリンまたは軽油は有料です。)
 - ⑦ その他、3 0 分程度の簡易作業
上記①～⑥以外で、現場での応急作業が可能な場合における、作業時間 30 分程度の簡易作業 (例えば、バルブ・ヒューズ交換の取替え、冷却水の補充等) を行います。
- (2) ご利用上のご注意
 - ① キー閉じ込み時の鍵開けに関して
(a) セキュリティ装置付等特殊な構造のキーの鍵開けや、スペアキーの作成は、無料サービスの対象外となります。
 - ② バッテリー上がり時のジャンピングに関して
(a) 本作業の無料サービスの提供は、対象契約の保険期間中に 1 回を限度とします。
(b) バッテリー交換等の実費は、利用者の負担となります。
 - ③ タイヤパンク時のスペアタイヤへの交換に関して
(a) 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
(b) スペアタイヤの搭載がない場合またはスペアタイヤの搭載はあるもののスペアタイヤへの交換ができない場合^(注)等は、レッカー牽引を行うことがあります。その場合通常のレッカー牽引ができないケースがあり、その際の無料サービスの限度額は 18,000 円 (税込) となり、超過分は利用者の負担となります。
(注) 盗難防止用の特殊ナットで特殊工具でなければ作業できない場合や、ナットそのものが損傷して作業できない場合等。
 - ④ 落輪引上げに関して
(a) 「落輪」とは、側溝等にタイヤが落ち込んだり、路面に車体の一部が接している状態をいいます。車体が路面に接していない場合は「転落」となり、無料サービスの対象外となります。
 - ⑤ 雪道でのスタック時の引き出し作業
総合バイク保険は、サービス対象外となります。
 - ⑥ ガス欠時のガソリンおかけに関して
(a) 軽油については、夜間等に用意できない場合があります。
(b) 対象契約が継続契約である場合には、自宅から直線距離で 50Km 以上遠方でガス欠により自力走行不能となったときに、無料で 10 リットルまでのガソリン (ガソリン代無料) で提供するサービスがあります。詳細は後記「8. ガソリン 10 リットルサービス」に記載のとおりです。
 - ⑦ その他、3 0 分程度の簡易作業に関して
(a) 3 0 分程度を超える作業や、現場で修理が完了しない作業は、無料サービスの対象外となります。
(b) 事故、故障によるトラブル以外での作業 (雪道におけるチェーン装着、夏タイヤから冬タイヤへの交換等) は、無料サービスの対象外となります。
 - ⑧ 部品代等の実費は利用者の負担となり、現地において、利用者ご自身でお支払いいただきます。
 - ⑨ 利用者が J A F 会員の場合は、原則として J A F への取次を行い、J A F 会員サービスをご利用いただきます。この場合、上記⑦ (a) および⑧の規定にかかわらず、サービ

ス範囲を超える作業料金・部品代等は、4,000 円（税込）を限度に当会社が負担します。
なお、作業料金・部品代等は、一旦利用者が立て替え、無料部分について、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。

- ⑩ 発見された盗難車両に関するトラブルは、無料サービスの対象外となります。
⑪ 雪道・泥道・砂浜等で単にスリップまたはスタックした状態で走行できない場合（上記（１）⑤に該当する場合を除きます。）は、無料サービスの対象外となります。

３．故障電話相談サービス

- （１）内容
ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが発生した場合、整備士等が電話でご相談を受け、アドバイスをを行います。
（２）ご利用上のご注意
アドバイスで解決できない場合は、「レッカーサービス」や「車両トラブル緊急対応サービス」の内容に基づき対応します。

４．ガソリンスタンド案内サービス

ガソリンスタンドの情報をご案内します。

５．レンタカー案内サービス

- （１）内容
レンタカーを優待価格（有料）で利用できるレンタカー会社をご案内します。
（２）ご利用上のご注意
① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
② レンタカー会社のご案内は、レンタカー会社の営業時間内に限ります。

６．安心車検紹介サービス

- （１）内容
高品質の車検を優待価格（有料）でご紹介します。
引取・納車無料、代車無料、納車時洗車無料、修理が必要な場合の修理工賃 10%割引の特典があります。
（２）ご利用上のご注意
① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
② 車検業者のご紹介は、車検業者の営業時間内に限ります。

７．携帯電話 G P S 位置情報サービス

- （１）内容
ロードサービスをご利用の際、携帯電話に搭載された G P S 機能を使って、事故、故障または車両トラブルの現場等の位置情報をロードサービス提供者に通知することができます。
（２）ご利用上のご注意
① このサービスを利用するには、次の条件に同意いただくことが必要です。
（a）このサービスを利用するための通信費などの費用は、利用者の負担となります。
（b）このサービスでは、利用者の位置情報をロードサービス提供者に通知します。ただし、電話番号などの個人情報は通知されません。
（c）位置情報の精度については、携帯電話事業者のサービスおよび利用者の携帯電話機種に依存します。また、G P S 機能付き携帯電話からのサービスを利用した場合でも、位置測位時の場所や条件により、精度が変化します。
（d）このサービスは、予告なしに内容の変更やメンテナンスのため運用を停止する場合があります。
② 屋内など衛星から捕捉されない場所では、最寄りの基地局情報となる場合があります。
③ NTT docomo、au、SoftBank の 3 キャリアでご利用いただけますが、一部対応できない機種があります。

８．ガソリン 1 0 リットルサービス

- （１）内容
自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクがガス欠により自力走行不能となった場合、ガス欠の現場へ急行し、1 0 リットルまでのガソリン（または軽油）を無料でお届けします。（ガソリンまたは軽油代も無料です。）
（２）ご利用上のご注意
① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。
② このサービスは、対象契約の保険期間中に 1 回を限度とします。
③ 軽油については、夜間等に用意できない場合があります。
④ 一般道路・高速道路いずれでも利用可能ですが、利用者ご自身で調達が可能な場所（例：高速道路のサービスエリア内）では対象外となります。
⑤ ご契約のお車・バイクがガス欠となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、ガソリンのお届けはしますが、ガソリン代については利用者の負担となります。
⑥ 車種によっては燃料タンクの容量が 10 リットル未満の場合がありますが、その場合は、燃料タンク容量内でのご提供となります。

９．レンタカー 1 2 時間サービス

- （１）内容
自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車が事故または故障により自力走行不能となった場合に、レンタカー会社をご案内し、レンタカー代（5 ナンバー車）を 12 時間を限度にお支払いします。
（２）ご利用上のご注意
① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。また、総合バイク保

険は、サービス対象外となります。

- ② レンタカー会社のご案内は、レンタカー会社の営業時間内に限ります。
③ このサービスの対象となるレンタカーの借り入れに際しては、利用者ご自身が、「ロードサービスセンター」がご案内したレンタカー会社との間で、近隣の営業所の有無やレンタカーの空き状況等を確認のうえ、直接手配いただきます。
④ レンタカー代は一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。また、乗り捨てられた場合の料金や、免責補償制度の保険料、ガソリン代、高速通行料は利用者の負担となります。
⑤ このサービスの対象となる車種は、5 ナンバーのセダンタイプとします。より高いクラスを利用した場合、超過した額は利用者の負担となります。
⑥ このサービスは、事故または故障の当日または翌日における、事故または故障が生じた場所からの利用の場合に限ります。
⑦ ご契約のお車に事故または故障が生じた場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合は、レンタカーを割引価格でご案内しますが、レンタカー代は利用者の負担となります。
⑧ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りしますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。（「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について J A F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。）